

## 生徒心得

### 第1章 校内生活一般

学校は共同生活の場である。ルールを守って、豊かな学校生活の実現に努めること。

#### 第1条 登下校について

- ①自転車通学は、登録制とする。交通ルールとマナーを守り、交通安全に留意すること。
- ②自転車での登下校は、原則として通用門から行うこと。
- ③登校後は、放課後まで許可なしに校外に出てはならない。やむを得ない場合は、関係の先生から許可証を受けること。
- ④下校時刻は17時である。下校時刻以後に部活動その他のため校内で活動する時は、関係の先生（顧問・担任等）の付き添いが必要である。その場合でも、18時30分までには完全下校のこと。（後期中間から後期期末までは、18時15分完全下校のこと）

#### 第2条 校舎・施設・校具の利用について

- ①校舎・校具等を大切にし、落書き・破損等をしないこと。万一、破損した場合は関係の先生に届けること。
- ②屋上その他禁止された場所には立ち入らない。
- ③校内において火気の無断使用を禁ずる。
- ④分担された区域の清掃は、先生の指導のもとに、責任を持って行うこと。
- ⑤食事は、定められた時間に定められた場所で行うこと。食堂は原則として、昼休みに利用すること。自習時間の利用は認めない。

#### 第3条 貴重品の管理・紛失物・拾得物について

- ①貴重品は、持参しないようにすること。必要な金品は各自で保管すること。教室を移動する際は貴重品を持って出ること。各人の責任において盗難の予防に万全を期すること。
- ②校内で、金品の授受・貸借はしてはならない。
- ③紛失物や拾得物があった時は、直ちに関係の先生に届けること。
- ④下校の際は、教室に私物を置いておかないこと。

#### 第4条 集会・掲示物について

- ①集会を持つ必要がある時は、事前に関係の先生の許可を得なければならない。
- ②集会その他の目的のために校舎・施設・校具の利用を希望する時は、関係の先生の許可を受け、且つ、使用後の始末整頓を確実にすること。
- ③文書・ポスター・ビラ・写真等の掲示や配布は、関係の先生の許可を受けなければならない。
- ④掲示物には日付入検印を受け、掲示場所や掲示期間を守らなければならない。撤去は、掲示者が責任を持って行うこと。

### 第2章 校外生活一般

校外においても、本校生としての良識を持って行動すること。

- ①夜間の外出は、出来る限り控えること。
- ②高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ・雀荘・競輪競馬場・場外馬券売場など）に出入りしてはならない。
- ③喫煙・飲酒・賭博等の行為は、法律の禁ずるところである。絶対に行わないこと。
- ④校外においても、一切の暴力行為や、人権侵害・プライバシー侵害・脅迫・個人情報の漏洩など人に迷惑や被害を与える行為は行わないこと。
- ⑤アルバイトは原則として禁止する。

### 第3章 その他

- ①生徒証明書は所持していなければならない。その貸借は厳禁されている。
- ②一身上の事件・事故についてはすみやかに報告すること。
- ③住所その他生徒個人カード記載事項に変更があれば直ちに担任に届け出ること。

### 第4章 服装・身だしなみ

生徒は制服を正しく着用しなければならない。

化粧や装飾品（ピアス・ネックレス・指輪など）は禁ずる。

頭髮は、自然のままを保ち、染色・脱色及びパーマなどは禁ずる。

- ①制服は次のように規定する。

・(パターン A) 一般の高校生用学生服（型は標準のもの、ボタンは本校校章入り）

夏期は、白地のカッターシャツまたは開襟シャツ

・(パターン B) 下のとおり

(パターン B) 冬服、合服（冬服上衣下のブラウス）、夏服 紺の襟なしスーツ スカート（夏冬とも） 28条のひだ または本校指定スラックス ブラウス 前中心5本ピンタック・オーバーブラウス 冬・合服 長袖 夏服 半袖
---

- ②5月1日から後期中間の間は、セーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。ただし、色は黒・紺・灰・白色・茶・ベージュのみとし、無地に限る。  
フードのついた物は不可とし、ボタンのついている物は、きちんと留めなければならない。
- ③学生徽章は、四季を通じて、パターン A は上衣左襟、パターン B は左胸部に規定のものをつけること。
- ④登下校では靴を履くこと。靴・靴下については、色・形ともに派手なものは慎むこと。校舎内では、所定の上履きを使用すること。
- ⑤防寒衣は、校舎内では着用しない。
- ⑥上着の下に、セーター等を着る場合は、次の点に留意すること。
  - ・(パターン A) カラーの外に着ているものが見えないこと。
  - ・(パターン B) ブラウスの襟・ネクタイが見えること（Vネックのもの）。
- ⑦やむを得ない理由のため、服装規定に従い得ない場合は、学級担任を通じて異装許可を得ること。
- ⑧登下校の際は必ず制服の着用をすること。ただし、休業日に限って顧問の指導のもと体育服又は鳳高校とわかるクラブウェアを着用してもよい。

### 附則

2004年（平成16年）	4月 1日	改定
2008年（平成20年）	1月17日	一部改定
2010年（平成22年）	4月 1日	一部改定
2024年（令和 6年）	4月 1日	一部改定